

平成 28 年度 第 1 回 美しい県土づくり推進委員会

－ 要 旨 －

■日 時：平成 28 年 7 月 6 日（水） 15:30～17:00

■場 所：山梨県立図書館 交流ルーム 102

■委 員：（敬称略。50 音順。）

《出席》

| | |
|-----------------|------------|
| 山梨大学大学院教授 | 大山 勲 |
| 色彩計画家 | 加藤 幸枝 |
| 山梨大学地域未来創造センター長 | 北村 眞一（委員長） |
| 東京工業大学大学院准教授 | 真田 純子 |
| 建築家 | 西村 浩 |
| 甲州市宮光園施設長 | 三森 哲也 |

■事務局

| | |
|-----------------------|--------|
| 県土整備部技監 | 水上 文明 |
| 県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室長 | 長田 泉 |
| 同室長補佐 | 渡辺 一秀 |
| 同室長補佐 | 深澤 修一 |
| 同副主幹 | 新藤 祐一 |
| 同副主査 | 名取 武司 |
| 同副主査 | 望月 照晃 |
| 同主事 | 志村 佳祐 |
| 同技師 | 金山 雄一郎 |

■次第：

1. 開会
2. あいさつ
3. 職員紹介
4. 議事
 - （1）美しい県土づくり推進委員会について
 - （2）推進委員会の活動状況及び平成 28 年度の活動予定について
 - （3）美しい県土づくり推進会議の活動等について
 - （4）「美しい県土づくり推進大会」及び「美しい県土づくり大賞」について
 - （5）国における景観行政の動向について
 - （6）山梨県における景観づくりの取り組み状況と今後の課題
 - （7）「山梨県公共事業景観形成ガイドライン」の策定について

(8) その他(次回の推進委員会について)

5. 閉会

■議事要旨

(1) 美しい県土づくり推進委員会について

資料1-1、資料1-2を事務局が説明後、協議。特に意見無し。

(2) 推進委員会の活動状況及び平成28年度の活動予定について

資料2-1、資料2-2を事務局が説明後、協議。特に意見無し。

(3) 美しい県土づくり推進会議の活動等について

資料3-1、資料3-2、資料3-3を事務局が説明後、協議。

委員：

推進会議構成員相互の交流会について、全ての活動を同列に扱っても、あまり参考にならないのではないかと。うまくいっているところとそうでないところがあると思う。参考になる事例をみんなで学ぶ(共有することが必要)。交流して何が起るのか見えてこない。

事務局：

団体数が非常に多いので、全部を対象とはしていない。活動をしていないところもある。活動を活発にしているところに強く働きかけを行い、そうでない団体にはポスターセッションなどはせず、活動には参加していただき、(その交流会で他の団体の活動を)聞いたり見たりしてもらうことをイメージしている。期待しているのは、一緒に活動をしたとか、情報交換をしたとかのコラボレーションが生まれること。事務局としての情報収集としては、アンケート調査の実施や意見交換会の実施を考えている。

委員：

住民が今の状況でできることだけの話をしても0.5歩しか進まない気がする。もっと50歩位進めたところを見た上で、何が出来るのかという話し合いが出来るような会議の方が良いのではないかと。活動をするにあたってなにかネックになっているのかというところで、例えば制度に問題があるとなったら、県はどう対応するのか。が見えてこない。場は用意するのでこれして下さいという感じなので、全体として制度も含めてどういう風に動いていくのか考えられる会にできないか。県も県土整備部だけではなく農村景観を考えるともっと広いところから見ないとならない。次世代のことを考えたら教育のこともあるので県としてどのような組織で対応するのか考えていかないといけない。今、狭い意味での景観に限定した上で活動をするというように感じる。全体として活力のある美しい県土と出来ない気がする。

委員：

(事務局にて) 対応を考えていただけますか。例えば、招待発表のような。

委員：

県としてどういう組織をつくるのが重要であると思う。例えば、資料1-1に「総合的なまちづくりの実践」とありますが、農業系、商業系、教育系（関係する組織を）全部明記して、本来であれば知事の直下くらいに組織をつくたらよいのではないかと思います。いきなりその場で作るのは難しいと思うので、そういう方向へ持って行くのであれば、構成員相互の交流会でそういう意見が出てくるような、いわゆる狭い意味での景観（の活動だけ）ではどうしようもないと言うような意見がいろんなところから出てくるような、促すような場を設けたらよいのでは。

委員：

美しい県土づくり推進会議の具体的な活動を説明いただきたい。また、構成団体はこの会の立ち上げ時に何に期待して参加すると言ったのか。

事務局：

（主な具体的な活動は）年1回開催する推進大会であり、同日開催している総会。

構成員相互の活動として立ち上がっているのが、自然色シート・ネット普及研究会と「美しいやまなし」まちづくりの会の2つ。民間の構成員が主体となって運営しているものはこれ以外にはない。そもそも景観づくりは行政だけでは無く、地域住民やNPO団体等との協働でやろうということが始まり。この会はあくまで景観づくりについてやりましょうということで立ち上がった組織。しかし、最近の考えは景観だけではなく、地域活性化を図ろうと言った流れにシフトしてきている。県の組織では知事の下に地域活性化を担当とする部署もある。県土整備部で立ち上げたこの会議については最初から景観形成をみんなでやろうということで立ち上げた組織であるが、最近の流れに乗らない団体もある。会議設立時の趣旨から現状が変化しており、我々も試行錯誤している。

委員：

景観というものはなかなか進まない。まちづくり全体もそうですが、どうやって活性化するか難しい。

委員：

資料1-1の「(景観まちづくり)」の定義は後付けで変わったということなのか。

委員：

そうですね。

委員：

これ（「環境・文化・産業」の活動を含めた総合的なまちづくり）は「景観まちづくり」ではないですね。景観をなんとかしないといけないという時代があって、景観という話が起ったと思う。景観の部署だけでやることでは無いですね。景観だけではなかなか動かないというのは現実であって、何のために景観をやるのかを議論しないといけない。推進会議に各団体がどうモチベーションを持って参加するのかということを考えないと、何のためのこの会議があるのかわからない。委員会で何を議論するのかよく見えない。

ガイドラインなどの冊子が出来てきて素晴らしいと思うが、体系付け（関係性）がどのようになっているのか、また、どのように使っていくのかわかりにくい。今、どのよう

に使われているのか。

事務局：

最初に、「美しい県土づくりガイドライン」が平成 21 年 3 月に策定された。これは、平成 16 年の景観法の制定に伴い、県土全体の広域的な景観まちづくりの指針で市町村の景観計画策定の手引きが盛り込まれている。次に「山梨の大観」は平成 26 年 12 月に策定された。

委員：

時間軸ではなく、位置付け（上下関係とか）が知りたい。

委員、事務局：

上下関係はない。時代時代の必要性に基づき作成。

事務局：

「美しい県土づくりガイドライン」の役目はほぼ終わったのではないかと考えている。

委員：

一般の人が見てわからないと思う。冊子の整理が必要。体系図があればわかりやすい。

委員、事務局：

「美の郷やまなしづくり基本方針」の 3 ページに記載されている。

委員：

以前、同じような議論があり、「美の郷やまなしづくり基本方針」の位置付けとして整理されている。

委員：

一冊にまとめることはできなのか。観光地にいっぱいガイドブックがあっても結局全然伝わらないのと一緒。

委員：

誰が見る誰向けの冊子なのかがわからない。

事務局：

ホームページ上に体系が載っている。景観形成に関しては、「美しい県土づくりガイドライン」と「美の郷やまなしづくり基本方針」の二本立て。屋外広告物に関しては、「屋外広告物ガイドライン」、手法として「公共眺望ポイントガイドライン」がある。

委員：

体系があることがわかった。この冊子をわかりやすく再編は出来ないのか。これらは 1 セットですか。

委員、事務局：

1 セットです。

委員：

例えば、山梨県で（まちづくり、建築物等の設計業務委託の）コンペがあるときに、これらの PDF がたくさん付いてくる。非常にわかりにくい。それぞれにコンセプトが書いてある体系付けを作ってもらいたい。1 冊になることが 1 番いい。

委員：

1冊にすると、見なくて良いところも見てしまうことも出てくるため非常に難しい。時系列で作っているのので、前の物を取り込んで作ってふくらめていくこともなかなか難しい。

委員：

参加している団体のモチベーションに関しては、「活動賞」と「屋外広告物賞」を推進大会内で行うので、受賞すればモチベーションにつながる。「活動賞」に関しては、団体が集まっている場で発表を行っているため、参加することに意義を感じている団体も多くあるというのが現状。

委員：

発表は会員じゃなくても聞けるので、会員として何が出来るか考えていかないといけないのでは。推進大会が景観全国大会と同じような内容なので、会員相互に発表し合っ
て研鑽する場にしたらどうか。

委員：

現在、どうしたらいいのか悩んでいる状況。例えば、北杜市で自然色シート普及活動をしてきたが、広まらなかった。会員になり話が広がっていき、自然色シート・ネット研究会が作られた。人を結びつけると活動が広がっていくことはここ1、2年で出来ている。ただ推進大会は形式張っているため堅い。ポスターセッションはあるが、その場で議論したりする時間も取られていない。この会議に入っていることで、研鑽したりよいことがあるんだということを相互の交流の場で検討していくことが大事ではないか。

委員：

テーマ別交流会はいまではないのか。

委員：

美しいやまなしまちづくりの会があるが、比較的一所懸命活動を行っている団体の集まり。お互いの活動の発表や現地視察を行って、意見交換をしている。今後はこの会の門戸を広げて会を大きくしていくことも考えたらどうか。県庁内での体制づくりもしっかり行ってほしい。

委員：

例えば農道などでガードレールが途中で茶色から白に変わると、担当部署の境界線がよくわかる。

委員：

景観を劇的に変えていくことは難しい問題。ただ30年前と比べると進歩している。30年前に景観シンポジウムを開催しても、理解されず、「景観でめしが食えるか」と議論もしたこともある。地道に長いスパンで考えていかないといけない。景観はその街に住んでいる人たちの総意が表れると言われている。地道にやっていくことが大事。例えば、この会の活動をみんなでまとまってやるのは、忙しかったりするので難しいので、この会で刺激を受けたり、学んだりしてそれを自分の活動の場で発揮すれば、全体へ広がっていく。ただそれには、体系等をわかりやすく示す必要がある。

今、ぶどう棚の景観を懸念している。ぶどう棚を作るのは職人芸になっているため後

継者がいなくなっている。そこで、県で取り組んでいるのがパイプ式のぶどう棚。パイプ式は職人ではなくても出来る。シルバーのパイプで棚を作った場合の景観がどうなるのか心配。生業も大切なのでパイプ式になるのは仕方が無いが、導入時、最初から景観阻害要因にならないようにどうやってデザインをしていくかが必要になっている。

委員：

イタリアでのレモン畑では、収穫前日光を遮るため黒いシートをかぶせている。かつては葉の付いた枝を乗せていたが手間になるためやめてしまった。その結果近くの里地、山が荒れ出している。サイクルが変わってしまうと農地の景観だけで無く外のところも変化してしまう恐れがある。

委員：

県の会議に参加すると、県がやることと市町村があることの整理が必要だと感じる。県でやってしまうと市町村が受け身になってしまう。線引きを明確にする。そこで、30年前から変わってきているという話は理解できる。しかし、景観から始まった団体が行き詰まりを起こしている。それはマイナスだったものがゼロになっただけではないのか。景観が一度失われて議論すらなされなかった時代も存在する。それが今、ゼロになった。景観をどうにかしたいと考えていた団体は、時代が変わってしまい、考え方も変化していき、総合的にやらないといけなくなってしまう。震災が起った後でも、結局同じようなまちなみに戻ってしまった。コストや時間が無い、合意形成がネック。コストがかかっても景観をやらないといけないうて思えるようになるのはそれ（景観）が「文化」になるしかない。あたりまえの状況を作るのが「教育」。子供たちに伝えていくことが大事。いまの子供たちが20歳になったときにあたりまえとなるように、いまから県、全体を中心に山梨はやっていく、活動していく視点が必要。教育委員会を巻き込む。

委員：

教育はとても大切。商品として見劣りしていても、それが当たり前だと商品としても発信していくことも大切。例えば、桃畑にシルバーのシートをおいて色づけをしているのは、良い景観ではないけれども今の価値観だと当たり前だけど、本来葉っぱの中にある桃に色が付いていることが間違いという価値観を広めていく教育をすることも必要。

委員：

設計段階では地場の木材を使用すると言っているが、コストの問題で使えないということが多い。覚悟を決めないと地元産業が発展していかない。自然色シートは地元企業が作っているのか。ブルーシートは。

委員：

自然色シートは県内企業、ブルーシートは県外企業。

委員：

それなら、県内外で差別化を図り地元産業育成のために推奨していけばいいのではないか。値段が高いと使われないので、その壁を、制度を使ったり他部局と連携していかないと乗り越えられないのではないか。民間でそういう仕組みを作ればいいのでは。

委員：

民間でもそういう仕組みは難しい。規制は難しい。「乾杯条例」とかで「これを使え」とかは行っているところもある。意識高揚はいくらでもできるが、現実的には出来ない。議会で議決しても、それは法律違反になってしまう。

事務局：

自然色シートに関しては、価格が1番ネック。県で出来ることとして、これまでにやまなしトライアル商品に認定をした。その他、公共工事の際に使用したりする。

委員：

価格が高いのは大量に売れないからか。

事務局：

その通りである。

委員：

それならば、県が大量購入して県が売ればいいのでは。

委員：

それは難しい。

委員：

普及させていく行政の手法は、補助金で行うのが一般的である。

委員：

産業として成立させるためには、大量生産をしてコストを下げ、大量購入をさせるようなシステムを成立させる必要がある。

委員：

自然色シートのほかにネットもある。今年、ぶどう農家で自然色ネットに変えたところの意見を聞くと、いままでのブルーネットでは遮光率が悪くネット近くの発育が良くなかったが、自然色ネットに変えたところ、遮光率が良くなりネット近くでも発育が良くなっていると農家の人が出ている。今後、調査・研究が必要になってくるが、自然色シートの方がいい影響が出るとわかれば多少高くても利用する人が出てくる。付加価値になってくる。

委員：

アイデアを出しながら、普及するモチベーションを作っていけないといけない。景観からの問題と言っているのは駄目。

委員：

付加価値が大事になってくる。例えば、フランスのぶどう畑では自然に逆らって作った物は良くないとされている。自然にできたものそれ自体に価値がある。ただ、日本で行うのは大変難しい問題、長い期間を費やす必要がある。

委員：

時代は変わってきているので、山梨県でそういう制度を作っていけばいいと思う。自然・環境に配慮して栽培しているという付加価値をアピールしていくことが大切。

(4)「美しい県土づくり推進大会」及び「美しい県土づくり大賞」について

資料4-1、資料4-2を事務局が説明後、協議。特に意見なし。

(5)国における景観行政の動向について

資料5-1を事務局が説明後、協議。特に意見無し。

(6)山梨県における景観づくりの取り組み状況と今後の課題

資料6-1を事務局が説明。県内市町村の景観行政団体移行に伴う「山梨県景観条例」等の検討については、次回の委員会で具体的な協議を行う。

(7)「山梨県公共事業景観形成ガイドライン」の策定について

資料7-1を事務局が説明後、協議。

委員：

各市町村がほぼ景観計画を策定しているが、県の公共施設を全て景観重要公共施設にするべきである。県のガイドラインに沿って整備するのではなく、各市町村の景観に合わせた整備を行うことが大事だと思う。各市町村の方針に沿った中でどのような整備が出来るのかをガイドラインで示してはどうか。

事務局：

現在の各市町村の景観計画では公共施設について具体的な方針を示していないので、県のガイドラインを示すことで各市町村の景観計画に反映をしたいという考えである。

委員：

まずは、景観重要公共施設に位置付けをして、具体的な整備方針については、それぞれの地区の整備方針に従う程度でよいと思う。各市町村は積極的に県の公共施設を景観重要公共施設に位置付けようとはしないので、県から提案をする必要がある。

委員：

ガイドラインは県と市町村の公共施設が対象か。

事務局：

基本的には県の公共施設が対象であるが、市町村の公共施設の整備にも参考となる。

委員：

これまでいくつかの市町村の景観計画の策定に携わってきた。なかには景観計画の中で市町村独自のガイドラインを作成すると記載がある市町村もあるが、作られていない状況である。これまで指定されている景観重要公共施設も県から市町村に促してきた経緯がある。時間はかかるかもしれないが、長期的に考え、市町村が主導でガイドラインをつくれたらよい。

委員：

市町村の景観計画における景観重要公共施設の整備方針はあまり具体的な方針は示さずに、市町村の方針に沿うとこのような手法がとることができるとガイドラインで示すとよい。

委員：

ガイドラインは汎用性があるものか。

事務局：

そうである。

委員：

一般的なガイドラインを作るかと思うが、二重行政にならないよう工夫する必要がある。

委員：

景観重要公共施設に定め、具体的な方針は示さずに地域の景観形成方針に従って検討する等が記載されていれば、景観検討委員会をつくる理由になる。ガイドラインは作るべきだが、同時に景観計画での位置付けもするべきである。

委員：

静岡県のガイドラインが参考になる。判断の目安や指針が基本編に示され、規模が大きいものは自動的に県のアドバイザーに諮るシステムとなっている。

委員：

ガイドラインは国が作ったものが多くあるが、ガイドラインによって細かく定めてしまったことで担当者があまり考えなくなるという懸念もある。

委員：

農道も含まれるのか。

事務局：

農道も林道も含まれる。現在も景観形成指針があるが、具体的な手法が示されていない状況である。今後も検討を進めるので引き続きご意見を頂きたい。

(8) その他

次回の推進委員会の日程を9月21日(水)に決定した。

事務局により閉会。

以 上